

広報

# 九度山

お知らせ版 2008.2

## 「まちの写真集」をご覧ください！

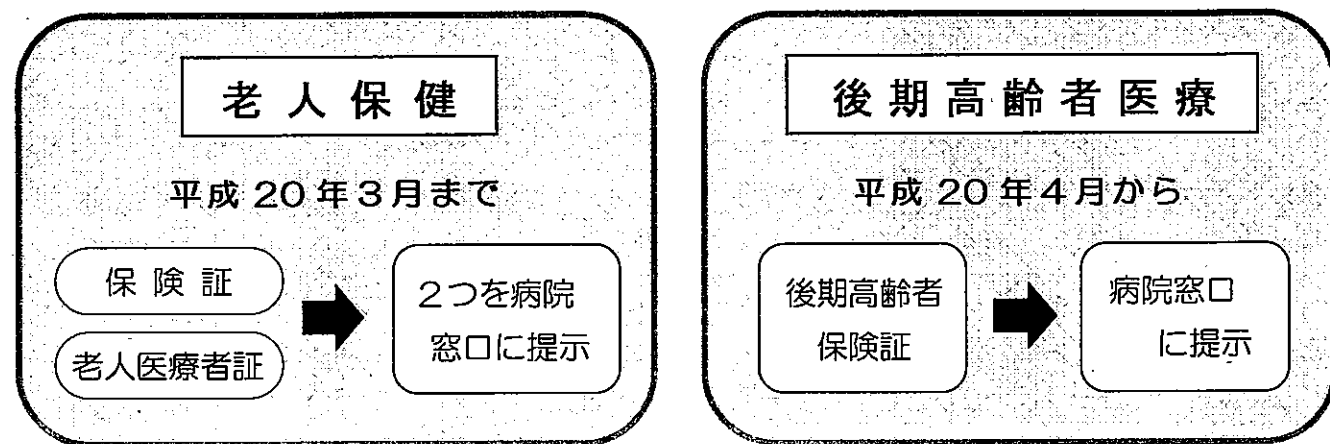
広報用に撮影した写真をアルバムにまとめ、『まちの写真集』と題して、ふるさとセンター1階ロビーなどに展示しています。

今月から、新たに「まちの写真集—平成20年成人式編—」などを展示していますので、お越しの際はぜひ一度ご覧になってください。

なお、『まちの写真集』の写真をご希望の方は、ネガの貸出も行っていますので、ご利用の方は役場2階の総務課（☎54-2019）までお越しください。



- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| ■ 4月から後期高齢者医療制度が始まります         | 2～3   |
| ■ 確定申告について                    | 4～7   |
| ■ 原付・軽自動車の手続き／農作物鳥獣害防止対策について  | 8     |
| ■ 「ねんきん特別便」について               | 9     |
| ■ 橋本・伊都ふれあい広場／学校給食共同調理場臨時職員募集 | 10    |
| ■ ファミリースポーツ大会／生涯学習ボランティア募集    | 11    |
| ■ 歳末たすけあい運動／各種相談              | 12    |
| ■ 日本たばこ協会からのお知らせ／男と女がともに輝く研修会 | 13    |
| ■ ほけん通信                       | 14～15 |
| ■ まちの行事予定表（平成20年2月～3月）        | 16    |



### 保険料は全員が納めます。

- 広域連合において県内均一の保険料率を決定します。保険料は被保険者一人一人に対して、その方の所得に応じて負担いただく部分（所得割額）と被保険者の皆さんに等しくご負担いただく部分（均等割額）との合計額となります。

### 和歌山県後期高齢者広域連合の定める保険料

均等割 43,375 円／年 所得割 7.92%

- 所得に応じて均等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。また、保険料の限度額は年額 50 万円が上限となります。
- 年間 18 万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料を天引き（特別徴収）させていただきます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以上を超える場合には、天引きは行いません。また、年金から天引きされない方については、市町村から送られてくる納付書または口座振替により納めていただきます。
- 社会保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、加入した月から 2 年間、均等割額が 5 割軽減されます。ただし、平成 20 年 4 月から 9 月までの 6 ヶ月間は無料とし、平成 20 年 10 月から 21 年 3 月までの 6 ヶ月間は均等割額が 9 割削減されます。  
【対象者】 75 歳以上（一定の障害があると認められた方は 65 歳以上）の方で、平成 20 年 3 月 31 日または対象年齢に達する誕生日の前日に被用者保険（※国保は除く）の被扶養者となっている方

### 【お問い合わせ】

和歌山県後期高齢者医療広域連合（〒640-8137 和歌山市吹上 2 丁目 1-22 日赤会館内  
☎073-428-6688 FAX073-428-6677）  
または九度山町役場住民課（☎54-2019）

平成 20 年 4 月から

## 「後期高齢者医療制度」が始まります

平成 20 年 4 月から、現在の老人保健制度が『後期高齢者医療制度』に変わります。現在、75 歳（一定の障害があると認められた方は 65 歳）以上の方は、現在加入している保険（国民健康保険や健保組合など）を脱退し、新たに独立した『後期高齢者医療制度』に加入して医療サービスを受けることになります。



### 後期高齢者医療制度の対象となる人は

- ・ 75 歳以上の人
- ・ 65 歳以上で一定の障害のある人（申請が必要です）

- 平成 20 年 3 月までに老人保健に該当していた方は、そのまま後期高齢者医療制度に加入することになります。
- 平成 20 年 4 月以降に 75 歳となる方は、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入することになります。（一定の障害があり老人保健の認定を受けていた 65 歳以上 75 歳未満の方は、届出により後期高齢者医療制度に加入しないことができます。）

### 運営は「後期高齢者医療広域連合と市町村」が行います。

この制度の運営は、県内の全ての市町村が加入する広域連合と各市町村が行います。

#### 広域連合の役割

- 保険証発行、資格の審査
- 保険料の決定
- 医療費の給付 など運営全般

#### 市町村の役割

- 保険料の徴収
- 申請受付
- 保険証の引渡し など窓口全般

### 病院にかかる時は後期高齢者医療の保険証

これまででは、保険証と老人医療受給者証を窓口で提示していましたが、新しい制度では、一人一枚の後期高齢者医療保険証で受診することとなります。病院で受診する際には、必ず保険証を提示してください。なお、新しい保険証は 3 月頃に個別に郵送します。

●平成19年度分から適用される主な改正事項

税制改正により、主に次の点が前年と変わっていますのでご注意ください。

①定率減税の廃止

平成18年分をもって定率減税が廃止されました。

②所得税の税率の改正

所得税の税率構造が次のように改正されました。

< 所得税の税額表 >

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円～1,949,000円	5%	0円
1,950,000円～3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～	40%	2,796,000円

③地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、地震保険料の全額（最高5万円）を所得控除する地震保険料控除が創設されました。なお、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料又は掛金を支払った場合には、従前の計算による損害保険料控除（最高1万5千円）が適用されます。

④寄付金控除の改正

寄付金控除の限度額が、総所得金額の40%相当額に改正されました。  
（改正前：30%相当額）

⑤償却可能限度額及び残存価格の廃止

平成19年4月1日以降に取得する減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価格が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。

⑥電子申告に係る所得税額の特別控除の創設

電子証明書を有する個人で、平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、本税額控除の適用を受けようとする年分の申告期限までに本人の電子署名を付してe-Taxにより行った方については、その年分の所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）が控除されます。なお、平成19年分で控除の適用を受けた場合には、平成20年分ではこの控除は受けられません。

2月18日（月）から、確定申告の受付が始まります。  
ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認し、申告が必要な方は、申告の受付期限である3月17日（月）までにお済ませください。

●確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告をする必要があります。

- 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方  
事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、所得の合計金額が所得控除の合計額を超える場合
- 給与所得がある方  
給与所得者で、毎月の給与やボーナスから所得税が源泉徴収されている方は、申告する必要はありません。しかし、次のいずれかに当てはまる方は、所得税の確定申告が必要です。
  - ①給与の収入金額が2千万円を超える方
  - ②給与を1ヶ所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
  - ③給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
  - ④年末調整後に配偶者や扶養親族に異動があった方、または年間見積所得額に変更があった方

●確定申告をすれば税金が戻る方

次のいずれかに当てはまる方で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

なお、給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告する場合は、各種の所得（退職所得を除く）についても申告が必要です。

- 給与所得者  
雑損控除や医療費控除、寄付金控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除などを受けられる場合
- 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方  
医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合
- 年の途中で退職した後、就職しなかった方  
給与所得について年末調整を受けていない場合

●申告時に必要なものは？

確定申告に必要なものは、次のとおりです。

- ◎申告書、印鑑
- ◎給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ◎私的年金等を受けている場合には、支払金額の分かるもの
- ◎事業所得者及び不動産所得者は、1月から12月までの1年間の収入が分かる帳簿等
- ◎所得控除に必要な証明書（医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（(旧)長期損害保険料）の控除証明書、国民健康保険や介護保険などの保険料の領収証書、寄付金の受領書 など）
- ◎還付を受ける方は、申告者ご本人の通帳

●申告の受付・納税相談を開催します

町では、申告納税制度の本旨から、ご自分で申告書を書いていただく「自書申告」を推進しています。

次の会場で、申告受付と納税相談を行っていますのでお気軽にお越しください。

◇申告受付・納税相談の日程◇

地区名	期日	会場	時間
丹生川・市平	2月19日（火）	玉川荘	9:30～15:00
北又	20日（水）	北又児童会館	9:30～11:30
東郷		野平集会所	13:00～15:00
椎出	21日（木）	椎出児童館	9:30～15:00
下古沢	22日（金）	下古沢児童館	9:30～15:00
中古沢	25日（月）	中古沢集会所	9:30～11:30
上古沢・笠木		上古沢児童館	13:00～15:00
河根	26日（火）	河根児童館	9:30～15:00
町内全域	2月18日（月）～ 3月17日（月）の 間の平日	役場 税務課	9:00～17:00

※なお、還付を受ける方は、平成20年2月1日（金）より役場税務課で申告が出来ます。

★留意事項

申告書は、収入の有無に関わらず必ず提出してください。申告がない場合は、国民健康保険税の軽減措置や年金の裁定請求、児童手当・児童扶養手当の受給申請、町営住宅の手続きなどに必要な所得証明書の発行が出来ません。

●粉河税務署の申告会場

今年度の確定申告も、粉河税務署の申告会場は、粉河町商工会館2階です。

- 期間 2月1日（金）～3月17日（月）  
（ただし、事業、農業等に係る申告は、2/18～3/17の間です）
- 場所 粉河町商工会館 2階 会議室（紀の川市粉河 878-2）  
（粉河税務署から西へ徒歩約2分）  
※粉河町商工会へのお問い合わせはご遠慮ください。
- 時間 午前9時～午後5時

※税務署では閉庁日（土・日・祝日）は、相談および申告書の受付は行っていません。

※申告書は、送付または税務署の時間外収受箱に投かんすることにより提出できます。

【送付による申告書の提出及び問合せ先】

〒649-6592 和歌山県紀の川市粉河 807  
粉河税務署 個人課税第1部門  
☎0736-73-4204



●パソコンで申告書が作成できます

確定申告の期間中、申告会場は大変混雑します。国税庁ではホームページを開設し、確定申告書をご自分で作成できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載しています。

ご自分で作成された申告書は郵送等でも提出できますので、ぜひご利用ください。

国税庁のホームページアドレスは「<http://www.nta.go.jp>」です。



●個人住民税の住宅ローン控除の対象者の方へ

総務省のホームページでは、「住民税の住宅ローン控除申告書作成ツール」を掲載しています。対象者の方は、毎年3月15日（平成20年は3月17日）までに申告を行う必要があります。

詳しくは、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei\\_seido/gengakusochi\\_1.html#1](http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/gengakusochi_1.html#1)）でご確認ください。

## 「ねんきん特別便」について

社会保険庁では、基礎年金番号に未統合の約5千万件の記録について名寄せを行った後、年金加入期間と加入履歴が記載された「ねんきん特別便」を送付しています。  
 なお、送付時期はお一人お一人異なります。

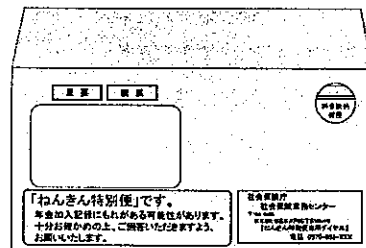
送付対象		送付時期
名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方へのお知らせ		平成19年12月～平成20年3月
その他の方へのお知らせ	①すでに年金を受けている方	平成20年4月～平成20年5月
	②今後年金を受け取る方、現役加入者の方	平成20年6月～平成20年10月

※ご夫婦、ご家族でも、送付時期は異なります。

「ねんきん特別便」が届いたら、まずはご自身の記録を確認してください。  
 そして、加入記録に誤りがない方は、同封の「返信用はがき」で回答してください。  
 記録にもれや誤りがある場合は、【①年金を受けている方】と【②それ以外の方】とで、回答方法が異なります。

### ①年金を受けている方

お近くの社会保険事務所で手続きをお願いします。  
 来訪が困難な場合は「ねんきん特別便専用ダイヤル（☎0570-058-555）」にお問い合わせください。返信用封筒を送付いたします。



### ②その他の方

同封の「返信用封筒」で回答してください。

※ご不明な点がございましたら「ねんきん特別便専用ダイヤル（☎0570-058-555）」まで、携帯電話からもつながります。なお、IP電話・PHSは「☎03-6700-1144」まで。

## ◆国民年金保険料の納付には割引制度があります◆

国民年金保険料は、年度末までの分を一括で前納したり、4月～9月分、10月～翌年3月分までの6ヶ月分を一括で前納すると、割引があります。納付書による前納よりも口座振替による前納の方が、割引制度が大きくなっています。また、口座振替の場合、お申し込み方法により1ヶ月分ずつの前納でも割引があります。

口座振替による4月分からの1年前納や6ヶ月前納をご希望の方は、お早めにお申し込みください。

お申し込みは、お取引先の金融機関や社会保険事務所の窓口で受付しています。

## 原動機付自転車・軽自動車の廃車は3月31日までに！

3月31日（月）までに廃車の手続きがされていない場合、4月1日現在で軽自動車税の課税対象となり、1年間の税金を納めて頂くこととなりますので、廃車手続きは3月31日（月）までにされるようお願いします。

なお、原動機付自転車の廃車の場合、ナンバープレートと印鑑（代理廃車の場合は本人及び代理人の印鑑）を税務課へお持ちください。

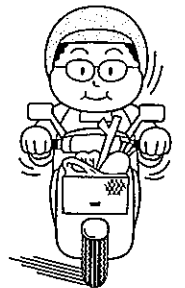
詳しくは、軽自動車（四輪）の廃車・名義変更については軽自動車検査協会（☎073-433-2140）、二輪小型自動車（250cc以上）の廃車・名義変更については和歌山運輸支局（☎073-422-2154）までお願いします。

## 原動機付自転車・軽自動車の転出手続きについて

○原動機付自転車（125cc以下）の所有者が転出される場合、現在使用しているナンバープレート、印鑑をお持ちのうえ、税務課で手続きを済ませてください。

○軽自動車（二輪の小型自動車含む）の所有者が転出される場合は、和歌山運輸支局（☎073-422-2154）または軽自動車協会（☎073-433-2140）において、速やかに住所変更等を行ってください。

※なお、転出時に納税がお済みでない場合は、役場税務課で納税していただきますよう、お願いします。



## 和歌山県農作物鳥獣害防止対策事業の需要量の把握について



近年、九度山町では、イノシシによる農作物被害が急増しております。農家の皆さんにはトタン板や電気柵等の設置をご案内しているところです。

このたび、和歌山県農作物鳥獣害防止対策事業（県補助）の需要量を事前に把握したいので、希望される方は2月末日までに役場産業振興課までご連絡ください。（正式な希望者の受付【県補助及び町補助】は4月以降に実施します。）

また、当該事業（県補助）の補助を受けるための条件は、2戸以上の農業者が集まっていることが必要になります。詳しくは、役場産業振興課（☎54-2019）まで。

### ★イノシシの猟期期間の延長について

イノシシの猟期期間が、昨年に引き続き2月15日から3月15日まで延長されましたので、事故のないようご注意ください。

## ファミリースポーツ大会 参加者募集

グラウンドゴルフは誰もが気軽に参加できるスポーツです。  
初めての方でも十分に楽しんでいただけますので、ぜひご参加ください。

- 日時 3月8日(土) 午前9時～11時50分
- 場所 コミュニティ消防センター前広場
- 種目 グラウンドゴルフ
- チーム編成 1チーム5人編成  
(高齢者2名、父母1名、子ども2名)
- 申込み 参加ご希望の方は2月25日(月)までに  
各分館へお申し込みください。
- 問合せ 中央公民館 (☎54-2019)



## ◇生涯学習ボランティア募集◇

町では、子どもたちの体験(学習)活動や町民の生涯学習活動をサポートしていただけるボランティア(登録制)を募集しています。

### 【分野】

- ・あらゆる分野(室内あそび関係、文化・文化財活動関係、スポーツ活動関係、自然体験活動関係、その他)

### 【登録できる方】

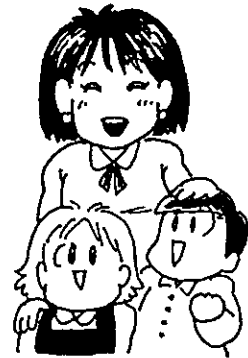
- ・町内に在住または勤務する個人
- ・町内または近隣市町に活動拠点をおく団体  
(政治、宗教、営利目的は除く)
- ・年齢満18歳以上であること  
(20歳未満のときは、保護者の承認が必要となります)

### 【登録申請】

- ・登録申請書は教育委員会及び中央公民館にあります。また、九度山町役場ホームページ(<http://www.kudoyama.wakayama.jp>)からダウンロードすることもできます。

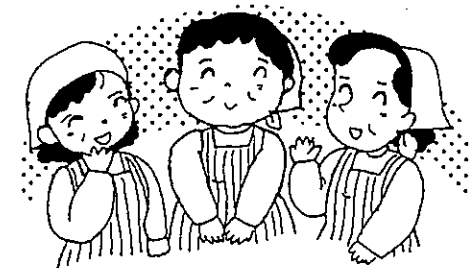
### 【提出及び問い合わせ先】

教育委員会 社会教育課 生涯学習ボランティア情報係 (☎54-2019)



## 町学校給食共同調理場 臨時職員(調理員)を 募集します

- 募集の種類、採用予定人員  
学校給食調理員 若干名
- 受験資格  
年齢20歳から40歳位まで  
調理師免許を有する者(免許をお持ちでない方は、採用後、調理師免許を取得していただきます)
- 試験方法  
面接等
- 採用予定年月日  
平成20年3月(予定)
- 勤務日数  
週2日～3日程度(午前中のみ勤務出来る方でも結構です)
- 申込方法及び提出書類  
市販の履歴書に必要事項を記入し、押印の上、写真を貼って直接お持ちください。
- 受付期間  
2月4日(月)～2月22日(金)  
午前9時～12時/午後1時～5時
- 面接日  
申込みされた方に追って連絡します。
- 問合せ・書類提出先  
九度山町教育委員会 (☎54-2019)



## 橋本・伊都ふれあい広場

障害のある人もない人も、みんなで支えあえるまちづくりができれば…という願いをこめて、今年も『橋本・伊都ふれあい広場』を開催します。

- 日時 2月16日(土) 12時～
- 場所 橋本市産業文化会館(アザレア)
- 内容  
【講演・演奏】13時～  
講師 音福亭 MAKA&お気楽一座  
テーマ 大笑いゼーションで  
ノーマライゼーション  
【展示・販売コーナー】12時～15時30分  
福祉施設や関係団体の皆さんによる作品展示、焼き菓子や温かいコーヒー等の販売があります。
- 問合せ 伊都振興局健康福祉部  
(☎42-5440)

## 恩給欠格者、戦後強制抑留者 引揚者の皆様へ

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。  
(過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方も対象)

請求者は、福祉課の窓口にあります。  
資格要件などのお問い合わせは、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金(☎0120-234-933)まで。

★ホームページ：<http://www.heiwa.go.jp>

## 喫煙マナーを守って、 ポイ捨てのない きれいな街づくり

たばこ税は、九度山町の重要な財源です。たばこは、九度山町内で買ひましょう！

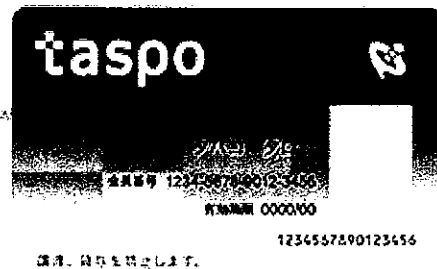
### ◆日本たばこ協会からのお知らせ◆

未成年者には、買わせない！「成人識別たばこ自動販売機」が和歌山県では2008年6月から導入されます。

「成人識別たばこ自動販売機」では、成人のみに発行される、ICカード「taspo（タスポ）」が必要になります。

未成年者喫煙防止の取り組みに、皆様のご理解とご協力をお願いします。

「タスポ」の申込み等詳しい手続きについては、橋本たばこ商業協同組合（☎32-6428）、またはJ T和歌山営業所（☎073-475-2251）まで。



## 男（あなた）と女（わたし）がともに輝く研修会

■日時 2月19日（火） 午後1時30分～

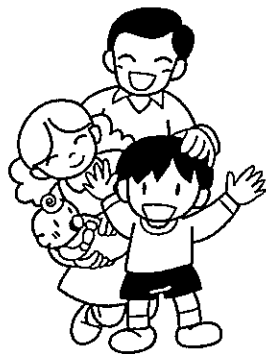
■場所 ふるさとセンター5階ホール

■講演会 テーマ：「観光と農業について」（仮題）

講師：藤田 武弘 氏（和歌山大学経済学部教授）

世界遺産をはじめ多くの歴史・文化遺産があり、また富有柿を中心とした農業を主産業とする九度山町にピッタリのテーマです。これからの九度山町について考える良い機会だと思しますので、ぜひご参加ください。

■主催 九度山町家族経営協定・認定農業者推進会



## 各種相談

### <行政相談>

行政に関する苦情や要望などの相談に応じます。

日時 2月19日（火）

午後1時30分～4時

場所 ふるさとセンター

問合せ 企画公室（☎54-2019）

### <心配ごと相談>

生活での心配ごとに関する相談に応じます。

日時 2月12日（火）

午後1時30分～4時

場所 ふるさとセンター

問合せ 社会福祉協議会（☎54-9294）

### <調停相談>

実際に調停に携わっている調停委員が、調停についての相談に応じます。

日時 2月27日（水）

午後1時～4時

（受付は午後3時まで）

場所 妙寺簡易裁判所（☎22-0033）

内容 金銭・土地等の民事上の問題、離婚・相続等の家庭内の問題

主催 妙寺調停懇話会

※相談は無料で、秘密は守られます。

### <いじめ相談ホットライン>

町教育委員会では、「いじめ相談ホットライン」を開設しています。

「いじめ」に関する悩みや相談があればお気軽にご利用ください。

利用時間 平日（※土日、祝日を除く）

午前9時～12時

午後1時～5時

電話番号 ☎54-2340

## 歳末たすけあい運動への ご協力に感謝します

「歳末たすけあい運動」で皆さまから頂いた募金は、年末に、町内の援助が必要な方々や、本町出身の福祉施設入所者へ配分させて頂きました。

本運動にご理解とご協力を頂きました皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後とも地域福祉の向上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

九度山町社会福祉協議会

九度山町共同募金委員会

### 歳末たすけあい募金配分表

対象区分	世帯数	配分金
ひとり親世帯	20世帯	242,000円
障害児者世帯	12世帯	132,000円
生活保護世帯	6世帯	68,000円
準生活保護世帯	11世帯	137,000円
社会福祉施設入所者	31名	91,000円
合計金額		670,000円

### 収支計算書

※収入額	1,100,499円
※支出額	
配分金 在宅者へ	579,000円
施設入所者へ	91,000円
事務費 募金封筒代	3,884円
遠隔施設への送金代他	8,490円
県共同募金会へ送金	
社協一般事業費への配分	300,000円
合計	982,374円
※収支差額残高（次年度繰越金）	118,125円

●このページのお問い合わせは、  
保健師（☎54-2019）まで。

## ●母子保健

事業名	日時	対象
乳児健診	2月25日(月) 13:00~14:00	平成19年7月~10月生まれ
10ヶ月・12ヶ月児健康相談	2月8日(金) 13:30~14:30	平成19年2月、4月生まれ
2歳児健康相談	2月8日(金) 13:30~14:30	平成18年2月生まれ
三種混合予防接種	2月18日(月) 13:30	生後3~90ヶ月まで【BCG接種済みの乳幼児】 第1期初回 3~8週間間隔で3回接種します 第1期追加 初回3回目から1年後に1回接種で完了
MR(麻疹・風疹)予防接種	2月18日(月) 14:00	1歳~1歳11ヶ月児【1回接種】
ビギナークッキング	2月20日(水) 14:30~16:00	小学3年生以上で調理経験がない方のための調理 実習【定員15名(先着順)】

※場所はいずれもふるさとセンターで、母子健康手帳をお持ちください。

## ●健康教室

事業名	日時	内容
糖尿病教室	2月26日(火) 12:00~	昼食と血糖検査、栄養士による講義 ※申込先は保健師(予約及び昼食代が必要)

※場所はいずれもふるさとセンターです。

## ●健康相談

月日	時間	場所
2月8日(金)	13:30~14:30	ふるさとセンター
25日(月)	10:30~11:00	青洲へき地集会所
3月3日(月)	10:30~11:00	笠木児童会館
5日(水)	10:30~11:00	繁野集会所
	13:30~14:00	河根児童館
6日(木)	9:30~10:00	北又児童会館
	10:30~11:00	久保集会所
7日(金)	10:30~11:00	野平集会所
	13:30~14:00	上古沢児童館

### ◇心の健康相談◇

ストレスに悩まされている人、心の病気や障害を持っている人を対象に、心の健康相談を開催します。(予約制)

#### ●日時

2月12日(火) 13:30~15:30  
2月28日(木) 13:30~15:30

#### ●場所・申込先

橋本保健所(☎42-3210)

## 70歳~74歳の方の窓口負担の見直しについて

高齢者医療制度において、70歳~74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、次のとおり実施することになりましたので、その内容をお知らせします。

### ◎70歳~74歳の方(注1)の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。(注2)

(注1) 既に3割負担を頂いている方、または後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

(注2) 平成19年度制度改正では、70歳~74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることになっていたものを据え置くものです。



## いきいきシニアリーダーカレッジ(健康づくり応援学科)参加者募集

地域を盛り上げてくれるシニアリーダーを養成する講座を開催します。高齢者の社会参加を促進するために、学習と実践を通じて、地域にさまざまな形で赴き、リーダーとして活躍できる方を養成します。

- 日程 平成20年4月~平成21年3月まで 原則第2・第4火曜日(年間20回)
- 時間 午後1時30分~午後3時30分頃
- 対象 60歳以上(平成21年3月31日現在)で、地域活動を行う意欲のある方
- 内容 健康チェック・体力測定・脳活性化レクリエーション・健康体操など(予定)
- 定員 30名【定員を超える場合は抽選】
- 場所 橋本市教育文化会館周辺など
- 受講料 2,000円(年間)
- 申し込み ハガキまたはFAXで住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、お申し込みください。(〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927 伊都振興局健康福祉部 保健福祉課☎42-5440 FAX42-0886)
- 申込締切 平成20年3月3日(月)【当日消印有効】
- 問合せ 橋本市役所 介護高齢課 高齢福祉係(☎33-1111)



# まちの行事予定表

## < 2月6日～2月19日 >

日	曜	行事予定 (時間・場所など)
6	水	
7	木	
8	金	●姉妹都市交流事業『スキー交流』 (～10日まで 長野県上田市) ○10ヶ月・12ヶ月・2歳児健康相談 (13:30～14:30)
9	土	●町民カラオケ大会 (16:30～ 中央公民館)
10	日	◆不燃物ごみ収集日 【役場下(職員駐車場)・鉄田氏宅北詰】
11	月	建国記念の日 ◆ペットボトル・プラスチック類分別収集日 【広良・梅林・グリーンヒル・梨の木・わかくさ・ 椎出・長坂・下古沢・中古沢・上古沢・笠木】
12	火	◆空カン・空ビン分別収集日【梅林・梨の木】 ■心配ごと相談 (13:30～16:00)
13	水	○ひよこクラブ (9:00～11:00)
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	●和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝 ◆不燃物ごみ収集日【旭一・旭二】
18	月	◆ペットボトル・プラスチック類分別収集日 【旭・入郷・慈尊院・西島】 ○三種混合予防接種 (13:30) ○MR予防接種 (14:00) ★確定申告受付始まる (～3月17日まで)
19	火	●男と女がともに輝く研修会 (13:30～ ふるさとセンター5階) ■行政相談 (13:30～16:00) ★申告受付 (9:30～15:00 玉川荘)

## < 2月20日～3月5日 >

日	曜	行事予定 (時間・場所など)
20	水	○ビギナークッキング(14:30～16:00) ★申告受付 (9:30～11:30 北又児童会館) (13:00～15:00 野平集会所)
21	木	★申告受付 (9:30～15:00 椎出児童館)
22	金	★申告受付 (9:30～15:00 下古沢児童館)
23	土	
24	日	◆不燃物ごみ収集日 【NTT前・町有地(東第一地区内)】
25	月	○乳児健診 (13:00～14:00) ★申告受付 (9:30～11:30 中古沢集会所) (13:00～15:00 上古沢児童館)
26	火	○糖尿病教室 (12:00～) ★申告受付 (9:30～15:00 河根児童館)
27	水	○ひよこクラブ (9:00～11:00)
28	木	○ヘルシー大学 (13:30～16:00)
29	金	★水道・下水道・集落排水1月分納期限
1	土	
2	日	◆不燃物ごみ収集日【笠木・上古沢・中古沢】
3	月	
4	火	
5	水	

●: 行事 ■: 相談 ◆: ごみ ○: 保健 ★: 税  
 [■と○の場所は、ふるさとセンターです。]